独立行政法人医薬品医療機器総合機構

品質管理部

平成26年7月9日

改正薬事法施行前後の移行期に関するQMS調査の取扱いについて(その2)

薬事法第14条第6項により、医療機器及び体外診断用医薬品は製造販売承認取得後5年を経

過するごとに、QMS適合性更新調査(以下、「QMS更新調査」とする。)を受けることとさ

れております。

先般、厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課発出の「改正薬事法施行前後の移行に関

するQMS調査の取扱い」(別紙)により、次回受けなければならないQMS更新調査は、各品

目の「更新期日」(当該品目の承認/認証日から5年ごとの期日)が改正法施行日の「前」か

「後」かで、それぞれ決まることが示されました。

このことにより、改正法施行日前に「更新期日」を迎える品目については、「旧(現行法)」

制度に基づくQMS更新調査を受ける必要があります。

各製造販売業者の皆様方におかれましては、自社で取扱う各品目の「更新期日」が改正法施

行日の「前」か「後」かについて確認し、「前」となった品目が製造所ごとにQMS更新調査を

受けたかどうかについて点検して頂くようお願いします。

つきましては、次頁の案内をご参照の上、取扱いをご検討下さい。

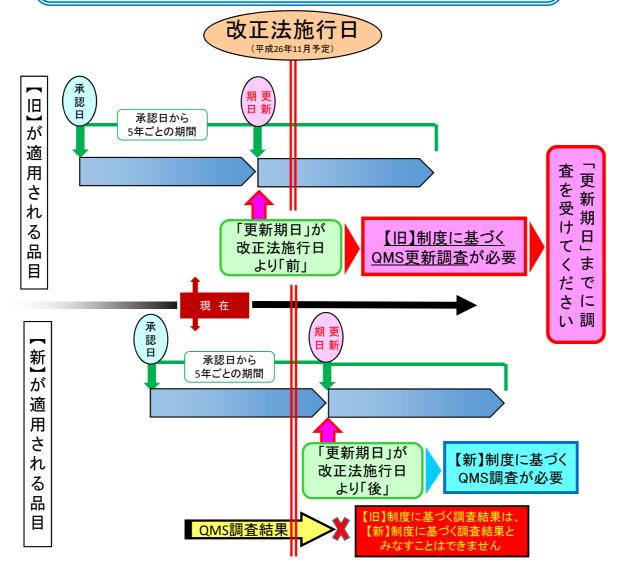
以上

担 当:品質管理部(QMS担当)

TEL: 03-3506-9446

1

自社で製造販売する品目の「更新期日」が 改正法施行日の「前」か「後」を確認し、 品目、製造所において必要な調査を受けてください。



「更新期日」が「前」の品目は、【旧】制度が適用される品目となり、改正法施行前に<u>現行の薬事制度</u>に基づくQMS更新調査を受ける必要があります。

● 当該品目を取り扱う<u>製造所について</u>QMS更新調査を受けているかを確認し、 受けていない場合は<u>「更新期日」までに</u>QMS更新調査を受けてください。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 品質管理部

改正薬事法施行前後の移行期に関する QMS 調査の取扱いについて

薬事法第 14 条第 6 項により、医療機器及び体外診断用医薬品は製造販売承認取得後 5 年を経過するごとに、QMS 適合性更新調査を受けることとされております。

一方で、今般の薬事法改正において、従来の QMS 適合性調査の取扱いが変更となる予定であることから、厚生労働省 医薬食品局 監視指導・麻薬対策課より別紙の文書が示されております。 QMS 更新調査の申請にあたりましては、別紙内容についてご留意下さい。

以上

【改正薬事法施行前後の移行期に関するQMS調査の取扱い】

「旧」制度に基づくQMS調査結果は 「新」制度に基づくQMS調査結果として 自動的にみなすことはできません。

- 次回受けなければならないQMS調査が「旧(現行法)」か「新 (改正法)」かは、各品目の「更新期日」(当該品目の承認/認 証日から5年ごとの期日。製造業許可の更新日ではない。) が、改正法施行日の「前」か「後」かで、それぞれ決まります。
- 「旧」が適用される品目は、都道府県などによる「旧」制度に 基づくQMS調査を受ける必要があります。
- ●「新」が適用される品目は、当該品目の更新期日を目処に、 PMDAなどによる「新」制度に基づくQMS調査を受ける必要があります。
- 都道府県などによる「旧」に基づく調査結果は、その調査時期にかかわらず、「新」に基づく調査結果とみなすことはできません。すなわち、「新」が適用される品目については、仮に、改正法施行日までに自主的に調査日を前倒しして「旧」調査を受けた場合であっても、再度、当該品目の更新期日を目処に「新」調査を受けなければならないことになりますので、ご注意下さい。